

地域密着型通所介護・通所型サービス(独自)

デイサービス川の音 運営規程
(住所 富山市婦中町外輪野 151)

REV -16 2026.04.01

第1条 事業の目的及び運営の方針

1 目的

デイサービス川の音(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護事業・通所型サービス(独自)(以下「事業」という)の目的は、要介護状態となった利用者、居宅要支援被保険者等(以下「利用者等」という)に入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等のサービスを提供し、利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう介護する。

2 運営の方針

- ① 利用者等の生活機能の維持又は向上を目指し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活の世話及び機能訓練を適切に行う。
- ② 利用者等が役割を持てるよう配慮し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図る。
- ③ 利用者等の心身の状況を把握し、相談援助等を適切に行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ④ 地域と連携した評価、助言等及び進歩する介護技術への対応によりサービス品質の向上を図る。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化、感染症対策及び業務継続に必要な体制を整備し、従業者に対し必要な研修及び訓練を実施する。

第2条 従業者の職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。なお、員数は指定基準を満たす範囲で、利用者数、営業日及びサービス提供時間に応じて必要な人員を配置する。

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 職員

- | | |
|---------|-----------------------|
| 生活相談員 | 1名(常勤)以上 |
| 介護職員 | 2名(常勤専従1名、非常勤専従1名)以上 |
| 機能訓練指導員 | 1名(非常勤兼務1名、看護職員と兼務)以上 |
| 調理員 | 1名(非常勤専従)以上 |
| 送迎員 | 1名(非常勤1名)以上 |

職員は、指定地域密着型通所介護(指定通所型サービス)(以下「指定地域密着型通所介護等」という)の提供に当たる。

第3条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、お盆(8/14、15)、年末年始(12/30～1/3)を除く
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- ④ 前各号にかかわらず、天災、感染症の流行、その他やむを得ない事情がある場合は、臨時に休業又は営業時間を変更することがある。この場合は、利用者及び家族等に速やかに周知する。

第4条 指定地域密着型通所介護等の利用定員

利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 18名(小規模)

第5条 指定地域密着型通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額

内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

内容例

- ① 食事の介助

- ② 入浴(一般入浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 口腔ケア
- ⑥ 送迎
- ⑦ 計画書の作成

2 利用者等の希望によりサービス提供時間を超えて行った地域密着型通所介護等の費用は、30 分あたり 500 円を徴収する。

3 食費は、1 食 700 円を徴収する。

4 「その他の日常生活費」は、利用者等が負担すべき費用として実費を徴収する。

(例)

- ・おむつ、リハビリパンツ等
- ・文具、手芸品費等

5 前各項に定める利用料その他の費用については、サービス提供開始前に、利用者又は家族に対して文書により説明し、同意を得るものとする。費用を変更する場合も同様とする。

第6条 通常の事業の実施地域

富山市婦中町音川地区とする。

第7条 サービスの利用に当たっての留意事項

利用者等が留意すべき事項は、次のとおりとする。

従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらう。更に、次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったり、体調が変化した時は、すみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ④ 感染症が疑われる症状、発熱、嘔吐、下痢等がある場合は、利用を控えていただく場合がある。
- ⑤ 利用者又は家族等による暴言、暴力、威圧的言動、性的言動その他の著しい迷惑行為があり、適切なサービス提供の継続が困難と判断される場合は、居宅介護支援事業者、市町村等と協議の上、必要な対応を行う。

第8条 緊急時等における対応方法

地域密着型通所介護等の提供を行っている時に、利用者等の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第9条 非常災害対策

非常災害対策に関する計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し従業者に周知し、定期的に避難、救出等の必要な訓練を行う。

第10条 苦情処理

事業所は、提供した指定地域密着型通所介護等に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録し、必要な調査、改善及び説明を行う。

3 事業所は、市町村、国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

4 苦情受付窓口、受付時間及び外部相談窓口は、重要事項説明書に記載する。

第11条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定する。 虐待防止に関する担当者:管理者 場家代紀江
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底する。
- ③ 虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ⑤ 事業所の管理者・従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市に通報する。

第12条 業務継続計画の策定等に関する事項

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第13条 地域との連携及び運営推進会議

事業所は、運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、活動状況を報告し、評価、要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 事業所は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。

3 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

第14条 衛生管理及び感染症対策

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じる。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 感染症の発生時には、必要に応じて保健所、市町村、医療機関等と連携し、適切に対応する。

第15条 勤務体制の確保及びハラスメント防止

事業所は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護等を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 事業所は、従業者の資質向上のため、研修の機会を確保する。また、必要な従業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置を講じる。

3 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等により、従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談体制の整備等の必要な措置を講じる。

第16条 事故発生時の対応及び損害賠償

事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、損害賠償に備え、必要な賠償責任保険に加入する。

第17条 秘密保持及び個人情報の保護

事業所及び従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 事業所は、サービス担当者会議、医療機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

第18条 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、必要に応じて家族等に説明する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、指針の整備、研修の実施その他必要な措置を講じる。

第19条 記録の整備及び保存

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、法令又は保険者が定める期間保存する。

3 保存する主な記録は、地域密着型通所介護計画等、提供記録、身体拘束等の記録、市町村への通知、苦情の内容、事故の状況及び事故に際してとった処置、運営推進会議の記録等とする。

第20条 掲示及び公表

事業所は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、苦情処理体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示し、又は書面を備え付けて閲覧できるようにする。

2 事業所は、前項の重要事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努める。

附 則

この規程は、2015年6月12日（指定申請で作成）から施行する。

付記:改定履歴

版	日付	改定内容
ORG	2015.06.12	指定申請で作成
REV-1	2015.09.11	営業日の減
REV-2	2015.11.11	利用定員の減員、法定代理受領サービスの額の追記
REV-3	2016.05.24	地域密着型への表記変更、職員員数の増加
REV-4	2016.07.04	運営推進会議の設置等
REV-5	2016.09.07	サービス提供時間延長、利用定員の増員
REV-6	2016.10.17	地域密着型サービス運営基準に連動した運営の方針の変更
REV-7	2017.02.21	介護予防・日常生活支援総合事業に伴う変更、その他日常生活費の例示整理
REV-8	2017.12.06	利用定員の増加
REV-9	2018.06.21	利用定員の増加
REV-10	2019.03.26	介護負担割合の追記
REV-11	2021.04.01	職員員数の変更
REV-12	2022.07.01	虐待防止に関する事項追記、従業者員数の変更
REV-13	2023.04.01	住所の追記、お盆・年末年始の日の追記、第5条に計画書の作成を追記
REV-14	2024.04.01	業務継続計画の策定等に関する事項を追記
REV-15	2025.07.01	昼食代金の変更
REV-16	2026.04.01	運営基準に合わせた文言整理、衛生管理・感染症対策、身体拘束等、事故、苦情、秘密保持、記録、ハラスメント、掲示・公表等を追加・整理